ACSES ニュースレター_２４６６号（2023 年３月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇台湾フォックスリンクのインド工場で火事、米アップルに部品供給／台湾フォックスリンクのインド工場、火災安全装置の大半に不備<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(シュレッダー、エアコン、ガストーチ)<消費者庁>
・患者情報漏えい見返りに 150 万円受け取った疑い　国立医療センター医師を書類送検<新聞報道>
・労働基準関係法令違反に係る公表事案<厚生労働省>
・AI 倫理の授業レポートを ChatGPT で書いた学生現る<Web 報道>
◇事故、事件の続報
〇温泉の水質衛生管理問題
・検査前に塩素注入、湯の水質偽装　殺菌怠った福岡の老舗旅館<Web 報道>／「正直 ビックリ」レジオネラ属菌繁殖のあきれた衛生管理に　県内の温泉施設では【長崎】<放送報道>／「レジオネラ菌は一般細菌という考え」“基準値 3700 倍”老舗旅館の呆れた会見が火に油…取材も拒否<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・３月は「自殺対策強化月間」です<厚生労働省>
・令和５年春季全国火災予防運動の実施<総務省消防庁>
・「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助 人材育成）報告書」及び「救助人材育成ガイドライン」・「訓練効果を高めるための 救助訓練指導マニュアル」の公表<総務省消防庁>
・日本発の「自動車運転の衝突を回避する制御システム」に関する国際標準が発行されました<経済産業省>
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第43号）<官報>
・石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務省・経済産業省告示第1号）<官報>
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３０報）<厚生労働省>
・令和５年度（2023年度）の中間貯蔵施設事業の方針の公表について<環境省>
[原子力施設全般]
・安全性の確保が課題　原発「６０年超」運転、先例なし<Web報道>
・具体的規制、議論先送り　原発の６０年超運転―規制委<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
◇コロナ起源
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2023 年１月分）を更新しました<産業環境管理協会>
[4] 職場における化学物質対策について<厚生労働省>

柊南天（ヒイラギナンテン）

[5] ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について〈厚生労働省〉
[6] 新規化学物質の申出手続について
◇令和５年度少量新規化学物質の申出手続について（令和５年度２月 20 日改訂）〈経済産業省・環境省〉
◇令和５年度低生産量新規化学物質の申出手続について（令和５年２月 20 日改訂）〈経済産業省・環境省〉
[7] 医薬品
◇食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について（令和５年２月 17 日薬生監麻発 0217 第１号）〈厚生労働省〉
[8] 農薬
◇農薬「ジメトモルフ」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
[9] 食品安全衛生関係
◇甘味料エリスリトールに血栓のリスクか　米研究論文〈放送報道〉
[10] 温暖化対策関係
◇気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について〈環境省〉
◇「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました〈経済産業省〉
◇2035 年に日本の電源９割「排出ゼロ」で、電気代 6%減　米研究所〈新聞報道〉
◇地球温暖化「可能性が高い」から「疑う余地がない」へ…【今が人類文明の分岐点】だと警鐘を鳴らすことに使命を感じた研究者人生〈Web 報道〉
[11] 環境安全関係
◇（仮称）宗谷丘陵風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　９件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[13] その他省庁発表　　４件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　13 件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[15] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇台湾フォックスリンクのインド工場で火事、米アップルに部品供給

＜REUTERS　2023 年２月 28 日＞　https://jp.reuters.com/article/apple-india-foxlink-idJPL4N3574CZ
［ニューデリー　２７日　ロイター］ － 台湾のチェンウェイ精密工業（フォックスリンク）が米アップルのｉＰｈｏｎｅ向け充電器のケーブルを製造するインド工場で２７日に大規模な火事が発生し、生産停止を余儀なくされた。地元当局がロイターに話した。
工場は南部アンドラプラデシュ州にある。火事によって一部の建物が倒壊し、機械の約５０％が損傷したという。アップルへの影響は現時点で不明。同社とフォックスリンクにコメントを求めたが、回答はまだない。

・台湾フォックスリンクのインド工場、火災安全装置の大半に不備
＜REUTERS　2023 年 3 月 1 日＞　https://jp.reuters.com/article/apple-india-foxlink-idJPL4N3590CZ
［チットゥール（インド）　２８日　ロイター］ － 米アップルのサプライヤーである台湾のチェンウェイ精密工業（フォックスリンク）のインド工場で大規模な火災が起きた問題で、地元消防当局の幹部は２８日、フォックスリンクの施設は火災安全装置の大半が機能しなかったと述べた。
南部アンドラプラデシュ州チットゥールにある同工場は米アップルのｉＰｈｏｎｅ向け充電器のケーブルを製造しており、２７日に火災が発生した。
消防当局の幹部によると、煙探知機やスプリンクラー、消火栓など、消火器以外の安全システムに不備があり、消火活動がなかなか進まなかった。火災の原因は調査中。
消息筋によると、工場には合わせて１０の組み立てラインがあり、このうち４つが完全に破壊された。工場のフル稼働再開には２カ月以上かかる見通し。

◇*その他の事故、事件*
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(シュレッダー、エアコン、ガストーチ)
＜消費者庁　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032330/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230228_01.pdf
特記事項:
・アコ・ブランズ・ジャパン株式会社が輸入したシュレッダーのリコール(無償改修)
・シャープ株式会社が輸入したエアコンのリコール(無償点検・修理)
・株式会社大創産業が輸入したガストーチのリコール(回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故　：３件
（うちガスこんろ（都市ガス用）１件、ガストーチ１件、石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：６件
（うちシュレッダー１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、窓１件、エアコン１件、踏み台１件、電子レンジ１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、ＬＥＤランプ（電球型、投光器用）１件、扉（クローゼット用折戸）１件、電気足温器１件、電気ストーブ１件）

・患者情報漏えい見返りに 150 万円受け取った疑い　国立医療センター医師を書類送検
＜京都新聞　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/980134
患者情報を漏えいする見返りに現金１５０万円を受け取ったとして、京都府警捜査２課と山科署などは２８日、収賄と独立行政法人国立病院機構法違反（秘密保持義務違反）の疑いで、京都市伏見区の国立病院機構京都医療センター外科診療科長の男性医師（５４）＝兵庫県西宮市＝を書類送検した。また、贈賄容疑で、経営コンサルタント会社役員の男性（７３）＝京都府城陽市＝を書類送検した。
男性医師の書類送検容疑は、昨年３月１８日、患者情報の漏えいや、会社役員男性の親族らの診療順を繰り上げたりする便宜の見返りとして、会社役員男性から現金１５０万円を受け取った疑い。また、昨年５月３１日～８月２日、患者の病状などの情報を７回漏えいした疑い。府警は２人の認否を明らかにしていない。
府警によると、男性医師は男性会社役員の主治医で、２０１９年６月ごろに医師と患者として知り合った。情報を漏えいされた患者は、男性会社役員の取引相手だったという。

・労働基準関係法令違反に係る公表事案
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T6sgBFcK4TTy_QrdY

・AI 倫理の授業レポートを ChatGPT で書いた学生現る
＜GIZMODO　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.gizmodo.jp/2023/02/ai-ethics-paper-written-by-chatgpt.html

AI 倫理とは？ 適切な AI の利活用とは…？

◇***事故、事件の続報***

〇温泉の水質衛生管理問題

・検査前に塩素注入、湯の水質偽装　殺菌怠った福岡の老舗旅館

＜共同通信　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.47news.jp/9000093.html

福岡県筑紫野市の老舗旅館「二日市温泉　大丸別荘」が殺菌のため必要な浴槽への塩素注入を日常的に怠り、調査で基準値の最大 3700 倍のレジオネラ属菌が検出された問題で、旅館の運営会社は 28 日、県が結果を確認する自主検査の直前に限って浴槽に塩素を入れ、基準を満たすよう偽装していたと明らかにした。

県は、塩素濃度や湯の交換頻度に関する申告が虚偽だった疑いがあるとして、調査を進めている。公衆浴場法に基づく罰則の適用を検討する。

県条例などは、浴槽の湯は残留塩素濃度を 1 リットル中 0.4 ミリグラム以上に保ち、レジオネラ属菌の繁殖を一定以下に抑えるよう定めている。

・「正直 ビックリ」レジオネラ属菌 繁殖のあきれた衛生管理に　県内の温泉施設では【長崎】

＜長崎放送　2023 年 3 月 1 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/a857532024831f94c4dc078a8ca3fbe514a30649

・「レジオネラ菌は一般細菌という考え」“基準値 3700 倍”老舗旅館の呆れた会見が火に油…取材も拒否

＜女性自身　2023 年 3 月 1 日＞　https://woman.excite.co.jp/article/lifestyle/rid_Jisin_2182942/

年に 2 回しか浴場の湯の入れ替えをしておらず、基準値の最大 3700 倍ものレジオネラ属菌が検出されていた福岡県筑紫野市の老舗高級温泉旅館「大丸別荘」。2 月 28 日に会見を行ったが、その対応が波紋を広げている。

福岡県の条例では、すべての湯を取り換える「完全換水」という作業を週 1 回以上行うよう定められているが、大丸別荘は 19 年 12 月以降、完全換水を年 2 回しか実施していなかったという。その結果、基準値の 3700 倍ものレジオネラ属菌が検出された。

温泉施設で感染し、死亡事例も報告されているレジオネラ属菌。老舗温泉旅館である大丸別荘がその事実を知らないはずはないが、会見で明らかになったのは杜撰な経営の実態だった――。

大丸別荘の山田真社長は、会見でレジオネラ菌についての認識についてこう語った。

「レジオネラ属菌はどこにでもある一般細菌という安易な考えで、また、大浴場は掛け流しなのでかなりお湯が入れ替わっているから大丈夫と考えておりました」

また、レジオネラ属菌による死亡事例については、「元々基礎疾患があるとか、たまたまきっかけにというとあれなんでしょうけど、そんな捉え方をしてました」と話した。

22 年 8 月の検査で基準値の約 2 倍に相当する菌が検出されていた大丸別荘。この際、大丸別荘は湯の交換頻度や塩素注入は適正だと説明していたというが、実際には湯は年に 2 回しか取り換えられておらず、塩素注入も怠っていた。

それについても「塩素を注入しなかったのは、塩素の臭いが体質に合わず嫌いという身勝手な理由でございました」「日に 2 回測定する塩素濃度（それを記録する）管理簿というもの。それを適当に書いて出した」と、杜撰な衛生管理や虚偽報告は自身の指示だったとも説明した。

経営者でありながら、会見で甘すぎる認識を隠そうともしなかった社長。また一連の問題が発覚した当初、運営会社は朝日新聞の取材に対して「公表を控えさせていただく」と取材拒否もしていた。そんな、会社に対して SNS 上では批判の声が続出している。

《久々に謝罪会見で「え？マジ？大丈夫この人？」だった。そもそも論になってしまうが、謝罪会見なのに謝ったのは自分の認識不足。は？でした》

《他でも事例があったのに、社長自ら怖い菌ではないと思ってた…とか甘い認識すぎて怖い、、自己都合で衛生面がルーズになってたとか理由にならない》

《なんだこりゃ謝罪会見になってない。火に油を注いで大炎上。今すぐ経営者変えないと即倒産》

《この経営者大丈夫か？謝罪する気持ちが伝わるどころか、この人何考えてんの？ってびっくりした。経営者交代したら立て直して。素敵な旅館が台無し》
「私の浅はかな考えで迷惑をかけた。申し訳ない」と謝罪していた山田社長。事態が収束したら退任するとの意向を示したが、命に関わる問題は「浅はかだった」では済まされない。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・３月は「自殺対策強化月間」です

～関係府省庁等と連携し、さまざまな取り組みを実施します～

＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4weMqPumTZheUbpxY

・令和５年春季全国火災予防運動の実施

＜総務省消防庁　2023 年 2 月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230228_yobou_1.pdf

令和５年３月１日（水）から３月７日（火）まで『令和５年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

１　目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

２　実施期間

令和５年３月１日（水）～３月７日（火）（※一部地域を除く）

３　実施内容

４の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、各地域の火災発生状況や特性等に応じ、防火防災に関する広報など、火災予防を推進するための取組みが重点的に実施されます。

４　重点目標（参考資料１参照）

⑴ 住宅防火対策の推進
⑵ 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
⑶ 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
⑷ 放火火災防止対策の推進
⑸ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
⑹ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
⑺ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
⑻ 林野火災予防対策の推進

５　その他

⑴　本運動は、各消防本部等において、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分に配慮した上で実施することとしています。

⑵　各消防本部等では、参考資料２及び３を住宅防火に関する資料として、参考資料３及び４を広報活動用資料として活用することとしています。

これらの資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に、本日中に掲載します。

【参考資料１】令和５年春季全国火災予防運動の重点目標等
【参考資料２】住宅火災関係資料
【参考資料３】火災予防啓発用リーフレット「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」
【参考資料４】たばこ火災防止キャンペーンのチラシ　（一社）日本たばこ協会

参考資料１

令和５年春季全国火災予防運動の重点目標等

1　重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

⑴　住宅防火対策の推進

ア　住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

イ　住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進

ウ　たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

エ　防炎品の周知及び普及促進

オ　消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

カ　地域の実情に即した広報の推進

キ　高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

ク　地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

⑵　乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア　延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底

イ　火災予防広報の実施

ウ　たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行

エ　火気取扱いにおける注意の徹底

オ　工事等における火気管理の徹底

⑶　木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

ア　火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底

イ　住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底

ウ　消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底

エ　地域ぐるみの訓練等の実施の推進

⑷　放火火災防止対策の推進

ア　放火火災に対する地域の対応力の向上

イ　ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ウ　防火対象物における放火火災防止対策の徹底

エ　効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

⑸　特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア　防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底

イ　違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

ウ　防火管理体制と適切な維持管理の推進

エ　消防用設備等の維持管理の徹底

⑹　製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

⑺　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア　催しを主催する者に対する指導

イ　ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

ウ　火気器具を使用する屋台等への指導

エ　照明器具の取扱いに係る指導

⑻　林野火災予防対策の推進

ア　林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

イ　火災警報発令中における火の使用制限の徹底

ウ　火入れに際しての手続き等の徹底

エ　林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

2　地域の実情に応じた重点項目の設定

各地域の消防本部においては、当該地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に応じて、次のような運動を展開します。

⑴　地域における防火安全体制の充実

⑵　大規模産業施設の安全確保

⑶　文化財建造物等の防火安全対策の徹底

３　その他

実施時期について、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施されます。時期も含めた各地域における運動の詳細等については、各都道府県又は各消防本部にお問い合わせ下さい。

・「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助 人材育成）報告書」及び「救助人材育成ガイドライン」・「訓練効果を高めるための 救助訓練指導マニュアル」の公表

＜総務省消防庁　2023 年 3 月 1 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/f2855446e794712c3f4726e99e869f0057b9141d.pdf

近年、救助活動のベースとなる火災件数が減少傾向にあるなかで、救助件数は増加傾向にあり、活動内容も多様化し、状況に応じた適切な救助手法の選択・判断がより一層求められる状況となっています。さらに、団塊の世代の大量退職から 15 年以上が経過し、経験豊かなベテラン職員の退職と職員の若返りが進むなかで、その後採用された職員が各消防本部の中心的な役割を担う立場となっています。

また、近年は、個々の消防本部の対応力を超える大規模な災害が頻発し、かつ激甚化しています。このような状況変化のなか、各消防本部においては、救助活動を担う人材の育成に関する、様々な課題やニーズが出てきています。

このような救助をとりまく状況変化・課題に対応するため、「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）」を開催し、救助における中核人材の育成、効果的な教育訓練体制等について検討を行ってきました。

この度、報告書をとりまとめるとともに、「救助人材育成ガイドライン」（以下、「人材育成ガイド」という。）及び「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」（以下、「訓練指導マニュアル」という。）を策定しましたので公表します。

また、各消防本部には、人材育成ガイド、訓練指導マニュアルの積極的な活用、救助隊長の組織的な支援体制を整備・構築を依頼するとともに、各都道府県等消防学校においても、積極的な活用に努めるよう通知しました。

１　報告書

人材育成プログラム構築の考え方や航空業界におけるＣＲＭ※の考え方を参考に、救助隊長が身につけることが望ましいマインド（意識）や行動、そして、それらを身につけるための具体的なスキルを明確にし、さらに、救助隊長が救助隊員を訓練指導する際の効果的な方法や内発的動機付けなどの要素を取り入れた高い効果が期待できる指導マニュアルの必要性について検討し、その結果を報告書としてとりまとめました。

※Crew Resource Management の略。コミュニケーション能力、リーダーシップ、チームワーク、状況認識力、観察力、安全管理などのノンテクニカルスキルを高め、安全な運航のために利用可能な人的資源や情報を有効活用する考え方。※Crew Resource Management の略。コミュニケーション能力、リーダーシップ、チームワーク、状況認識力、観察力、安全管理などのノンテクニカルスキルを高め、安全な運航のために利用可能な人的資源や情報を有効活用する考え方。

２　人材育成ガイド及び訓練指導マニュアルについて（別紙参照）

消防本部等において、救助人材育成のために活用できる「救助人材育成ガイドライン」及び「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」をとりまとめました。

３　通知

各消防本部には、人材育成ガイド、訓練指導マニュアルの積極的な活用、救助隊長の組織的な支援体制を整備・構築を依頼するとともに、各都道府県等消防学校においても、積極的な活用に努めるよう通知しました。

当該通知は、消防庁ホームページに掲載します。（https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2023/）

４　その他

報告書、人材育成ガイド、訓練指導マニュアルの全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-117.html）

・日本発の「自動車運転の衝突を回避する制御システム」に関する国際標準が発行されました

＜経済産業省　2023 年３月１日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230301002/20230301002.html

緊急場面で衝突を回避するため、自動的にハンドル操作を行う、もしくはドライバーのハンドル操作を支援するシステム（衝突回避横方向制御システム）を搭載した車が、市場に導入され始めています。この度、本システムに関する日本発の国際標準が発行されました。本標準に基づくシステムを搭載した自動車が普及することで、交通事故の減少につながることが期待されます。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第 43 号）

［官報］　令和５年３月１日　本紙　第 927 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230301/20230301h00927/20230301h009270003f.html

---

・石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務省・経済産業省告示第１号）

［官報］　令和5年3月1日　号外　第41号　5～12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230301/20230301g00041/20230301g000410005f.html

---

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３０報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2023 年２月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5cc0Gs23Qj0wSvhY

１　自治体の検査結果

岩手県、宮城県、仙台市、山形県、茨城県、千葉県、千葉市、柏市、文京区、神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、香川県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　なし

・令和５年度（2023 年度）の中間貯蔵施設事業の方針の公表について

＜環境省　2023 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110434_00001.html

---

[原子力施設全般]

・安全性の確保が課題　原発「６０年超」運転、先例なし

＜時事ドットコム　2023 年３月１日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022801074&g=eco

政府が２８日に閣議決定した「ＧＸ脱炭素電源法案」で道を開こうとしている既存原発の「６０年超」運転では、安全性の確保が課題となる。実際に６０年を超えて稼働している原発は世界で例がない。国会審議で安全性の懸念を払拭（ふっしょく）できるかが問われる。

これまで原子炉等規制法（炉規法）は運転期間の上限を「原則４０年、最長６０年」と定めてきた。しかし、経済産業省は「４０年は一つの目安で科学的根拠はない」との見解を示す。海外の多くの国でも上限は設けられていないという。

安全審査を担う原子力規制委員会は運転期間について「原子力の『利用』の在り方に関する政策判断で、規制

委が意見を述べる事項ではない」との立場を維持。このため今回の法案では運転期間の規定を炉規法から削除し、原子力を利用する経産省が所管する電気事業法に規定を新設した。

６０年超運転は、安全審査などによる稼働停止期間を算入しないことで可能となる。停止期間中は放射線による原子炉の損傷はほぼないとされるが、コンクリートや配線などの経年劣化は進む。規制委で炉規法改正案に反対した石渡明委員は「この変更は科学的・技術的な新たな知見に基づくものではない」と非難した。

それでも経産省が電事法を改正して６０年超運転を目指す背景には、電力の安定供給確保に不可欠との判断がある。国内の建設中を含む３６基の原発がすべて６０年運転したとしても、２０６０年には稼働原発は８基に減る。

現行の運転期間ルールは、１２年に当時の与党・民主党と野党の自民・公明両党が合意して定めた。立憲民主党の枝野幸男前代表は２月１５日の衆院予算委員会で「原子炉の中は（一度稼働すれば）見られない、触れられない。外からの安全性の確認は限定される」と指摘。長期運転に対する技術的な知見が乏しい中、政府には安全性を担保する根拠が求められる。

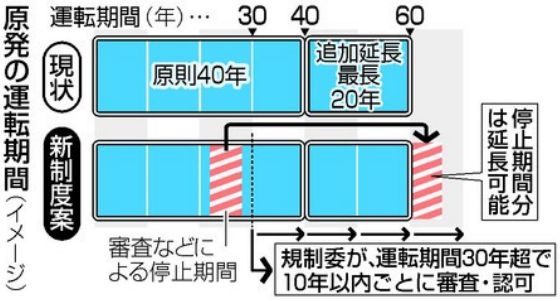

・<u>具体的規制、議論先送り　原発の６０年超運転―規制委</u>

＜時事ドットコム　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022800637&g=eco

閣議決定された原子炉等規制法（炉規法）改正案は６０年超運転を事実上容認する内容となっている。ただ、規制内容の詳細については、原子力規制委員会での検討が始まったばかりで、議論が先送りされた形となった。

原発の運転期間を原則４０年とする現行法では、運転を延長する場合、劣化が進んでも最長６０年の運転終了時まで基準を満たすか審査すると規定している。

このため、規制委の議論では、６０年までの審査については「現行制度でも十分評価できている」（山中伸介委員長）として、大きく変える必要はないとされた。一方で、課題となるのは現状で規定がない６０年超の場合だ。

改正案では、運転開始から３０年を超えて運転する場合、１０年ごとに劣化状況を調べて規制委の認可を受けるとした。審査などで停止している期間を算入しないことで、事実上の６０年超運転を認める方針だ。

世界的にも６０年を超えて運転した原発はなく、劣化の予測手法には未知数な部分がある。また、一つ一つの機器は新しくても、建設時の安全設計自体が時代遅れになっている懸念もある。

ただ、こうした問題への対処は、細かい規定で定めることとなり、閣議決定までに議論は深まらなかった。改正案に同意した伴信彦委員も、「６０年超えをどうするかが後回しになり、ふわっとしたまま決めなければならず違和感を覚える」と苦言を呈した。

詳細な評価基準などを議論する規制委の検討チームは２月２２日に初会合を開いた。改正案成立後、６カ月以内に新基準をまとめることを目指す。

****

[2] *<u>[特集] 新型コロナウイルス感染症</u>*

[状況]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31536.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月１日版）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31534.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月１日版）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31534.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_d8WAtWvWiuoV2BY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・5～11 歳用ワクチン承認　コロナオミクロン株対応は初
＜共同通信　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8999349.html
---

◇マスク

・旅先のマスクも個人判断に　業界団体、指針を改定
＜共同通信　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/9000225.html

日本旅行業協会と全国旅行業協会は 28 日、旅行者らに推奨してきたマスク着用を、3 月 13 日から個人の判断に委ねると明らかにした。同日から適用される政府の新方針に沿った対応。業界団体向けの新型コロナウイルス対応指針を改定した。状況に応じて事業者側から旅行者に着用を要請することは認める。

5 月に感染症法上の位置付けがインフルエンザと同じ 5 類に移行するのに合わせ、指針自体も廃止する方向で検討している。

◇コロナ起源

・新型コロナの研究所流出説、米情報機関内では少数派の見解　情報筋
＜ＣＮＮ　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.cnn.co.jp/usa/35200614.html
・新型コロナ、中国研究所から流出「最も可能性大」 FBI 長官
＜REUTERS　2023 年３月 1 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-usa-china-idJPKBN2V328P
****

[3] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2023 年 1 月分）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2023 年 2 月 20 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
****

[4] 職場における化学物質対策について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_RmStuW4U4ZAT6NvY
職場における化学物質対策についての情報をご案内しています
―下記の赤字部分以外の参照 Web Site については、「ACSES-NL_2463_20230224」(3)を参照してください。＜ACSES 事務局＞―

新着情報

・化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内（ラベル・SDS・リスクアセスメントについて）
・令和 4 年度　「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」（リスクコミュニケーション）の開催について（令和５年２月３日、２月 16 日開催）
・「 新たな化学物質規制を踏まえた簡易なリスクアセスメント促進セミナー」の開催について（令和５年３月１日開催）
・令和５年度フィットテスト測定機器等購入補助金
・ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099635_00006.html

新たな化学物質規制に関するご案内

● 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

● 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

関連情報はこちら

※ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（令和３年度中に政令改正を予定しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 16 日）

労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化候補物質リスト（令和４、５年度中に政令改正を検討しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 28 日）

いずれも、参考として CAS 登録番号を示しています。なお、構造異性体等が存在する場合は異なる CAS 登録番号が割り振られることがりますが、対象物質の当否の判断は物質名で行います。

化学物質対策について

・労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて（新規化学物質を製造・輸入される方へ）

・職場における化学物質のリスク評価

　・有害物ばく露作業報告について（報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ）

　・化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）について

・安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度

・《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～

・化学品の分類および表示について（ＧＨＳ関係）

・インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針（平成 22 年 12 月）

・石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト

・労働安全衛生法に基づく化学物質の製造許可手続き・石綿分析用試料等の輸入・使用手続き

・個別分野の化学物質対策について

・化学物質による薬傷・やけど対策について

法令改正等についてのご案内

・平成 19 年 12 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル）

・平成 20 年 11 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ニッケル化合物、砒素及びその化合物）

・平成 23 年１月の特定化学物質障害予防規則等の改正（酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトン）

・管理濃度等の改正について（平成 23 年度管理濃度等検討会報告書等を踏まえて）

・平成 24 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物）

・平成 25 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（1,2-ジクロロプロパンに係る規制の導入）

・平成 26 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（DDVP およびクロロホルムほか９物質に係る規制の追加）

・有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ：平成 27 年１月１日から応急処置に関して掲示内容が一部変わります

・平成 27 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバー）

・平成 29 年１月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（オルト―トルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）

・表示・通知義務対象物質の追加（平成 29 年３月施行）

・平成 29 年４月の特定化学物質障害予防規則の改正（３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン（略称ＭＯＣＡ）に係る特殊健康診断項目の見直し）

・平成 29 年６月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（三酸化二アンチモン）

・表示・通知義務対象物質の追加等（平成 30 年７月施行（一部は平成 29 年８月３日施行））

・令和２年４月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正 （塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュ

ームに係る規制の追加）
・令和２年６月の粉じん障害予防規則・労働安全衛生規則等の改正

化学物質対策についてのリーフレット等

・労働安全衛生法の新たな化学物質規制
・安全衛生関係リーフレット等一覧（化学物質関連）
・労働基準局が実施する検討会等
・職場のあんぜんサイト-化学物質別ウィンドウで開く
・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）-化学物質管理分野（外部サイト） 別ウィンドウで開く

作業環境測定関係

・作業環境測定関係

****

[5] ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=JcFKbj1gi16Yl3q3Y

厚生労働省では、専門家による検討会からの提言を踏まえ、新たな化学物質規制として、国による化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（ＧＨＳ）による分類の結果、危険性又は有害性を有すると分類された全ての化学物質を、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条第１項及び第 57 条の２第１項の規定による名称等の表示及び通知をしなければならない化学物質（以下「ラベル表示・ＳＤＳ等交付の義務対象物質」という。）とすることとしています。

これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条及び第 18 条の２の規定に基づくラベル表示・ＳＤＳ等交付の義務対象物質について、別添のとおり対象物質の追加等を行うことを検討しています。

つきましては、今回の検討に関し、「基準・認証制度の創設等の取扱い」（昭和 60 年９月 30 日アクション・プログラム実行推進委員会）に基づき、下記のとおり外国関係者の意見陳述の機会を設けることとしていますので、意見陳述を希望される方は、下記の要領により申し出てください。

記

１　意見陳述予定日時

令和５年３月 14 日（火）14:00～16:00

２　場所

中央合同庁舎第５号館 15 階 労働基準局安全衛生部会議室（東京都千代田区霞が関１－２－２）
なお、オンライン（Webex 又は Teams に限る。）による意見陳述も可

３　意見陳述を行うことができる外国関係者

ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質の製造、輸入等に関係する者で、外国籍を有する者、日本国籍を有する者で外資系企業に勤務する者等

４　意見陳述の方法

厚生労働省の担当職員に対し、日本語で行うものとします。

５　意見陳述のために必要な手続

意見陳述を希望する者は、住所、氏名、電話番号、所属及び意見の概要について、日本語で記載した文書を令和５年３月 13 日（月）12 時まで（必着）に６の担当窓口あてメール又は郵送にて提出してください。オンラインによる参加を希望する場合は、オンラインでの参加希望の旨及び使用可能なオンラインツール（Webex 又は Teams）をメール本文に記載の上、メールにて文書の送付をお願いします。

６　担当窓口

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
（〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２ 電話 03-5253-1111（内線 5618））
メールアドレス　risk-shourei@mhlw.go.jp

７　その他　意見陳述を行うための費用は、全て意見陳述人の負担とします。

別添：改正概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001064083.pdf

（別添）

ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について

ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質について、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条及び第 18 条の２を改正し、別表に掲げる物質について、以下の措置を新たに義務付ける。

（１）別表１に掲げる物質及びこれらを含有する製剤その他の物を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第１項に基づく名称等の表示及び法第 57 条の２第１項に基づく文書の交付等の措置を義務付ける（令和７年４月施行予定）。

（２）別表２に掲げる物質及びこれらを含有する製剤その他の物を譲渡し、又は提供する者に対し、法第 57 条第１項に基づく名称等の表示及び法第 57 条の２第１項に基づく文書の交付等の措置を義務付ける（令和８年４月施行予定）

****

[6] ***新規化学物質の申出手続について***

◇令和５年度少量新規化学物質の申出手続について（令和５年度２月 20 日改訂）

＜経済産業省　2023 年２月 20 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR5_1.pdf

＜環境省　2023 年２月 20 日＞　https://www.env.go.jp/content/000043580.pdf

---

◇令和５年度低生産量新規化学物質の申出手続について（令和５年２月 20 日改訂）

＜経済産業省　2023 年２月 20 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/teiseisan_uketsukeR5_1.pdf

＜環境省　2023 年２月 20 日＞　https://www.env.go.jp/content/000092176.pdf

****

[7] ***医薬品等***

◇食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について（令和５年２月 17 日薬生監麻発 0217 第１号）

＜厚生労働省　2023 年２月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230220I0040.pdf

薬生監麻発 0217 第 1 号
令 和 5 年 2 月 1 7 日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項第２号又は第３号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年６月１日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「46 通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和２年３月 31 日付け薬生監麻発 0331 第９号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に

対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

１　改正の趣旨

個別成分本質（原材料）について、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添１「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添１「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」という。）を変更した。

２　改正の概要

（１）成分本質（原材料）の新規追加

以下の成分本質（原材料）を専ら医リストに追加した。

③その他（化学物質等）

・ビンポセチン

〇別添１　　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230220I0041.pdf

****

[8] ***農薬***

◇農薬「ジメトモルフ」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2023 年 2 月 24 日＞

https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220824143

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇甘味料エリスリトールに血栓のリスクか　米研究論文

＜テレ朝 news　2023 年 3 月 1 日＞

https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000289608.html

カロリーゼロとされている甘味料エリスリトールが心臓発作や脳卒中のリスクを高めると指摘するアメリカの研究論文が発表されました。

アメリカの科学誌、ネイチャー・メディスンは 27 日、アメリカのクリーブランドクリニックの研究論文を掲載しました。

糖尿病など心臓にリスクがある基礎疾患を持つ人は、血液中のエリスリトールの濃度が高い場合、心臓発作や脳卒中のリスクが 2 倍になると指摘しています。

エリスリトールに血小板の凝固を促す作用があるとみられるということで、血栓が心臓や脳に達した場合に、心臓発作や脳卒中を引き起こすと分析しています。

これに対し、業界団体のカロリー・コントロール評議会は、「エリスリトールの安全性を示す長年の研究に反している」と反論しています。

エリスリトールは糖アルコールの一種で砂糖の 70％程度の甘さがあり、ゼロカロリーと考えられています。

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について

＜環境省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」が本日令和５年２月 28 日(火)に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第 211 回国会（常会）に提出する予定です。

１．法改正の背景

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間千人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症の発生の予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることで、熱中症対策を一層推進するものです。

２．法律案の概要

（１）政府による熱中症対策実行計画の策定

現在、法律上の位置づけのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げします。これにより、関係府省庁間の連携を強化し、政府一体となった熱中症対策を推進します。

（２）熱中症特別警戒情報の発表及び周知

現在、法律上の位置づけのない熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設します。これにより、他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるようにします。

（３）指定暑熱避難施設の創設

公民館等の冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして、市町村長が新たに指定できることとします。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放することとし、これにより、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止します。

（４）熱中症対策普及団体の指定

熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPOといった民間団体等を熱中症対策普及団体として市町村長が、新たに指定できることとします。地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底します。

（５）その他

独立行政法人環境再生保全機構の業務として、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析等の業務や、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集・提供等の業務を追加することとし、これにより、熱中症対策をより安定的かつ着実に実施する体制を確立します。

３．施行期日

本法律案については、以下の日から施行することとします。

・熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から１月以内で政令で定める日

・その他の規定：公布の日から起算して１年以内で政令で定める日

添付資料

別添１【概要】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

別添２【要綱】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

別添３【案文・理由】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

別添４【新旧対照条文】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

別添５【参照条文】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

◇「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

＜経済産業省　2023年3月1日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005.html?from=mj

---

◇2035年に日本の電源9割「排出ゼロ」で、電気代6%減　米研究所

＜朝日新聞　2023年3月1日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR31624BR2XULBH013.html

約38兆円の投資で2035年までに日本の電力の90%を発電時に二酸化炭素（CO2）を出さない「クリーンエネルギー」に置き換えられるとする試算を米ローレンス・バークリー国立研究所のチームが1日公表した。電気料金は6%安くなる。再生可能エネルギーの導入、石炭火力の廃止を進めるため、中期的な政策目標の作成を提案している。

　同チームは20年の米国を皮切りに21年にインド、22年に中国の電力脱炭素化について報告を公表してきた。50年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを実現するために、国際エネルギー機関（IEA）は35年までに先進国の電力部門を実質排出ゼロにする必要性を指摘。昨年の主要7カ国首脳会議（G7サミット）では、35年までに電力の大部分を脱炭素化することで合意した。政府が進める「グリーントランスフォーメーション」（GX）では、電力

を含む社会全体の脱炭素化に今後 10 年間で官民 150 兆円の投資が必要で、23 年度から 20 兆円規模の「GX 経済移行債」を発行するとしている。

研究チームは、最新の再エネのコストや米航空宇宙局（NASA）による風況データなどをもとに、日本国内で 35 年までに発電量に占める排出ゼロ電源の比率を 90%まで高め、同時に電力の安定供給も確保する条件で、費用が最少になるよう算出した。

主なシナリオでは太陽光が 27%、風力が 26%など再エネを 70%まで増やせることがわかった。原発は再稼働するが新増設はせず 20%とし、需給を調整するために液化天然ガス（LNG）火力が 10%分を賄う。CO2 の排出が多い石炭火力は、35 年までに廃止される。

実現には 35 年までに再エネ…

◇地球温暖化「可能性が高い」から「疑う余地がない」へ…【今が人類文明の分岐点】だと警鐘を鳴らすことに使命を感じた研究者人生

＜現代ビジネス　2023 年 3 月 1 日＞　https://gendai.media/articles/-/106773

****

[11] ***環境安全関係***

◇（仮称）宗谷丘陵風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/111109_00002.html

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和５年度フィットテスト測定機器等購入補助金

＜厚生労働省　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31218.html

---

◇「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）」に関する意見募集について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220419&Mode=0

◇河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号）の一部を改正する案についての意見の募集について

＜環境省　2023 年 2 月 20 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220069&Mode=0

◇フロン排出抑制法に基づくフロン類ＧＷＰ告示の全部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2023 年 2 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220070&Mode=0

◇農林水産省告示第 1650 号(農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2023 年 2 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003663&Mode=0

◇ジクロロメゾチアズに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2023 年 2 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230220&Mode=0

◇ジメスルファゼットに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 2 月 22 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230230&Mode=0

◇森林づくり活動等を通じて脱炭素社会の実現に貢献する企業等の取組を大募集！
～「森林×脱炭素チャレンジ 2023」本日募集開始～
＜農林水産省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/230301.html
---

◇令和 5 年度橋渡し研究支援機関認定制度の公募開始について
＜文部科学省　2023 年 3 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpWadaMljjo8gb0

[調査結果]
◇「男性育休推進企業実態調査」の結果を発表します
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3f82IvWPeguIc4BY
****

[13] ***その他省庁発表***
◇学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 10 号）
　　［官報］　令和 5 年 3 月 1 日　号外　第 41 号　13～35 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20230301/20230301g00041/20230301g000410013f.html
---

◇大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 11 号）
　　［官報］　令和 5 年 3 月 1 日　号外　第 41 号　35～51 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20230301/20230301g00041/20230301g000410035f.html
---

◇薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）を公表しました
＜文部科学省　2023 年 2 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpUadaNwFzCxYbH

◇定例第 150 号 **2023 年 4 月から、従業員が 1,000 人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です**
＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31482.html
****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会コミュニケーション推進チーム（第６回）の開催について　　３月８日
＜環境省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01254.html
①今年度の除去土壌等の再生利用・県外最終処分に対する理解醸成等の取組状況について
②今年度の理解醸成等の取組の効果検証について
③来年度の理解醸成等の実施計画（案）について
④その他
・光化学オキシダント健康影響評価検討会（第５回）の開催について　　３月７日
＜環境省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01230.html

（１）死亡をエンドポイントとした短期曝露影響に関する科学的知見の整理結果
（２）死亡をエンドポイントとした長期曝露影響に関する科学的知見の整理結果
・令和４年度第２回エコチル調査企画評価委員会の開催について　　３月８日
＜環境省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01241.html
（１）子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施状況について
　①　環境省環境リスク評価室からの報告
　②　国立環境研究所エコチル調査コアセンターからの報告
（２）令和４年度年次評価書（案）について
（３）第四次中間評価（案）について
（４）エコチル調査基本計画の改定案の取りまとめについて
（５）その他
・「第 2 回医薬品の販売制度に関する検討会」の開催について　　3 月 8 日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31430.html
(１)濫用等のおそれのある医薬品について
(２)要指導医薬品のあり方について
(３)その他
・第 33 回食品衛生管理に関する技術検討会の開催について　　３月 16 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_d8WAtWvWiuoUeBY
１　食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認
　(小規模なジビエ（イノシシ・シカ）食肉処理施設向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書)
２　その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）について　　３月７日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3f82IvWPeguIcQBY
⑴ ゲノム編集技術応用食品等の個別品目（トウモロコシ）について
⑵ その他
・第 12 回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　３月７日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/2r9852000001qmw0_00042.html
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他
・第 28 回水素・燃料電池戦略協議会　　3 月 6 日
＜経済産業省　2023 年 2 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49870
1. 水素・燃料電池戦略協議会の進め方について
・第２８回産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会　　3 月 7 日
＜経済産業省　2023 年 2 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49871
1. 社会課題の解決（ミッション実現）とイノベーション
2. 委員等からのプレゼンテーション
3. 民間部門の研究開発に係る現状と課題
4. その他
・厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第 14 回）の開催について
　　３月９日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31468.html
（１）全ゲノム解析等に係る検討状況等について
（２）全ゲノム解析等に係る AMED 研究について

（３）全ゲノム解析等に係る厚生労働科学研究について
（４）その他
・令和４年度第 11 回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します（オンライン開催）
　　３月８日
＜厚生労働省　2023 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31364.html
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　３月８日
＜厚生労働省　2023 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128880.html
１　個別労災請求事案に係る医学的事項について
２　その他
・令和４年度学校における働き方改革フォーラムについて　　３月 22 日
＜文部科学省　2023 年３月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpWadaMljjo8gbN

[開催記録、報告、資料等]
・第６回化学物質管理に係る専門家検討会　議事録　　１月 30 日
＜厚生労働省　2023 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31537.html
（１）　発がん性物質に対する濃度基準値の設定について
（２）　濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）
（３）　令和４年度報告書（案）
（４）　その他
・化学物質管理に係る専門家検討会　　２月 10 日
＜厚生労働省　2023 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27563.html
（１）濃度基準値の検討
（２）令和４年度報告書案
（３）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和４年度第 10 回）議事概要　　２月 10 日
＜厚生労働省　2023 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31371.html
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・「教学マネジメント指針（追補）」（令和５年２月 24 日大学分科会）を掲載しました
＜文部科学省　2023 年３月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpWadaMljjo8gbK
****

[15] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023 年２月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_d8WAtWvWiuoUmBY

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定、東京都日野市（飼養鳥国内 10 例目））
＜環境省　2023 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00097.html
********** 以上 **********